

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣瀬 直己 様

原子力災害被災中小企業等に対する
適正な補償に関する要求書

平成24年8月28日

福島県商工会連合会

会長 轡田 倉治

東京電力福島第一原子力発電所事故から1年5カ月が経過した。原発事故は被災地域を荒廃させ、全てを奪い、地域住民は県内外での困窮な避難生活を続けている。そのような中、被災地域中小・小規模事業者は、事業再開に向けて懸命に立ち上がろうと、様々な努力を重ね再起・再建へ向け必死に戦っている。

さらに、原発風評被害の影響は福島県内全域にあまねく及んでおり、ますます深刻化している状況にある。それは、観光関連分野にとどまらず、食品や工業製品の加工・製造分野など、県内のあらゆる産業に多大な打撃を与え続けており、長年培ってきた経営資源や経営環境が喪失してしまうことが懸念されている。

については、現状をしっかりと受け止め、原子力災害の原因者として誠意を持って被害者と真摯に向き合い、中小・小規模事業者の生活や事業の再建を完全に果たすことができる十分な賠償を確実かつ迅速に行うべきである。

よって、原子力損害賠償の完全実施と下記事項についての早急な対応を強く要求する。

記

- (1) 全ての損害賠償請求にかかる確実かつ迅速な対応と請求から賠償支払いまでの実行体制を強化すること。
- (2) 損害賠償の実施にあたっては、被災事業者の立場に立って、親身・親切に対処し、迅速かつ誠実な対応に努めることを求める。
- (3) 避難指示区域の見直しに伴う賠償（財物賠償）においては、十分な説明もなく一方的に基準が示され、かつ、示された基準（算出方法）では、中小・小規模事業者等が事業再建する場合の補償としては不十分である。また、基準外評価での財物賠償にあっては、事業再開に必要な十分な賠償を行うこと。
- (4) 間接被害、風評被害の影響による財物価値の減損について賠償すること。
- (5) いわゆる「のれん代」やブランド、知的財産権を含む無形財産に対し賠償すること。
- (6) 事業者等が自ら行う除染等に関わる費用について賠償すること。
- (7) 原発事故以前の経営状況を取り戻すため、特別の努力により確保した収益については原発事故直後（平成23年4月以降）から減額（売上額に含めない）することなく完全な賠償をすること。
- (8) 原子力災害被災中小企業等に対する委託工事請負契約を拡大するとともに工事及び物品調達等については地元企業へ優先的に発注すること。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号 (コラッセふくしま 9F)
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413